

石巻市雄勝デイサービスセンター 利用料金

■指定地域密着型通所介護利用料（日額）

令和6年6月1日改定

①サービス提供時間：9時00分から15時15分（6時間以上7時間未満）の利用料金

要介護状態区分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準利用料金		6,780円	8,010円	9,250円	10,490円	11,720円
サービス提供体制強化加算（I）		220円				
計		7,000円	8,230円	9,470円	10,710円	11,940円
1割負担	うち、介護保険等から 給付される金額	6,300円	7,407円	8,523円	9,639円	10,746円
	サービス利用に かかる自己負担額	700円	823円	947円	1,071円	1,194円
2割負担	うち、介護保険等から 給付される金額	5,600円	6,584円	7,576円	8,568円	9,552円
	サービス利用に かかる自己負担額	1,400円	1,646円	1,894円	2,142円	2,388円
3割負担	うち、介護保険等から 給付される金額	4,900円	5,761円	6,629円	7,497円	8,358円
	サービス利用に かかる自己負担額	2,100円	2,469円	2,841円	3,213円	3,582円

注1）基準利用料金は、サービス提供時間が6時間以上7時間未満の場合の利用料金となります。サービス提供時間を短縮又は延長された場合は、基準利用料金の増減があります。9時間以上の利用延長には対応できません。

注2）送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

②その他の利用料（日額）

ア．入浴介助体制加算（I）

入浴介助を行った場合として、1日につき40円（2割負担：80円、3割負担：120円）が加算されます。

イ．若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、1日につき60円（2割負担：120円、3割負担：180円）が加算されます。

ウ．送迎未実施減算

送迎を行わなかった場合は、片道につき47円（2割負担：94円、3割負担：138円）が減算されます。

エ．介護職員等処遇改善加算（I）

基準利用料金と加算料金の月額合計の9.2%の料金が加算されます。

■指定相当通所型サービス利用料 ※令和6年6月1日改定

① 1週当たりの標準的な回数を定める場合（月額）

要支援状態等区分		通所型サービス1 (要支援1・事業対象者) ※週に1回程度	通所型サービス2 (要支援2・事業対象者) ※週に2回以上程度
基準利用料金		17,980円	36,210円
1割負担	うち、介護保険から給付される金額	16,182円	32,589円
	サービス利用にかかる自己負担額	1,798円	3,621円
2割負担	うち、介護保険から給付される金額	14,384円	28,968円
	サービス利用にかかる自己負担額	3,596円	7,242円
3割負担	うち、介護保険から給付される金額	12,586円	25,347円
	サービス利用にかかる自己負担額	5,394円	10,863円

注1) 送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

注2) 基準利用料金は月毎の定額制となっていますが、月の途中で要支援度の区分変更や、利用されるサービスの変更等が生じた場合等は、日割り計算を行います。

②日割り計算の場合

要支援状態等区分		通所型サービス1 (要支援1・事業対象者)	通所型サービス2 (要支援2・事業対象者)
基準利用料金		590円	1,190円
1割負担	うち、介護保険から給付される金額	531円	1,071円
	サービス利用にかかる自己負担額	59円	119円
2割負担	うち、介護保険から給付される金額	472円	952円
	サービス利用にかかる自己負担額	118円	238円
3割負担	うち、介護保険から給付される金額	413円	833円
	サービス利用にかかる自己負担額	177円	357円

注) 送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

③その他の加算／減算

ア. サービス提供体制強化加算（I）

介護福祉士や勤続年数の長い職員の配置により、ご利用者一律にいただく加算です。
1月につき、通所型サービス1で88円（2割負担：176円、3割負担：264円）、通所型サービス2で176円（2割負担：352円、3割負担：528円）が加算されます。

イ. 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、上記①、②の自己負担額に1月につき240円（2割負担:480円、3割負担:720円）が加算されます。

ウ. 送迎未実施減算

送迎を行わなかった場合は、片道につき47円（2割負担:94円、3割負担:188円）が減算されます。

エ. 介護職員等処遇改善加算（I）

基準利用料金と加算料金の月額合計の9.2%の料金が加算されます。

■食費（食事の提供）

ご利用者に提供する食事にかかる費用です（おやつ代を含む）。

利用料金：1日あたり600円
